



## 第5章

### 景観法に基づく 重要施設等の定め

本章では、「景観法」に基づく定めとして、景観重要建造物・樹木の指定の方針、屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項、景観重要公共施設の整備に関する事項を示します。

豊川沿いの河畔林内の遊歩道（牛川町）

# 1. 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

## 1 景観重要建造物の指定の方針（法第8条第2項第3号）

歴史、文化の一端を表現する建造物は、景観に深みと個性をもたらすとともに、地域の景観を特徴づける重要な役割を果たします。

景観重要建造物は、歴史的又は文化的価値の高さを問うものではなく、地域の良い景観形成の核として、その保全と継承を図る観点から指定するものです。

このため、建築年代は比較的新しくても、地域の景観上のシンボルとなる建造物や、市民に親しまれ、愛されている建造物など、その外観が地域の景観形成において重要である建造物で要件を持ったものを指定の対象とします。

本市では、次の基準を満たす建造物を、所有者の意見を聴き、景観重要建造物に指定します。

### ● 景観重要建造物の指定基準

(1) 以下のいずれかに該当し、地域の自然、歴史、文化、生活等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、本市の良い景観の形成に重要なものであること

- ・ 地域の景観のシンボルとなっている
- ・ 地域の歴史や文化を後世に伝えている
- ・ 地域の良い景観形成の規範となるものである
- ・ 市民に親しまれ、愛されている

(2) 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること

※但し、文化財保護法の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物については適用しません。

※国登録有形文化財や、県、市の文化財保護条例により指定する文化財は、景観重要建造物に指定することが可能です。

なお、景観重要建造物に指定された建造物については、次のような制限や支援があります。

<制限>

- ・ 現状変更の規制
- ・ 所有者等の適正な管理義務

<支援>

- ・ 外観に係る建築基準法の制限の緩和等
- ・ 建造物及びその敷地について相続税の減免

## 2 景観重要樹木の指定の方針（法第8条第2項第3号）

市民の身近な樹木には様々な価値を持つものがあり、景観に深みと個性をもたらすとともに、地域の景観を特長づける重要な役割を果たします。

景観重要樹木物は、学術的な価値の高さを問うものではなく、地域の良好な景観形成の核として、その保全と継承を図る観点から指定するものです。

このため、学術上の価値を有していない樹木であっても、地域の景観上のシンボルとなっているなど、その外観が地域の景観形成において重要である樹木で要件を持ったものを指定の対象とします。

本市では、次の基準を満たす樹木を、所有者の意見を聴き、景観重要樹木に指定します。

### ● 景観重樹木の指定基準

- (1) 以下のいずれかに該当し、地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、本市の良好な景観の形成に重要なものであること
- ・ 地域の景観のシンボルとなっている
  - ・ 地域住民に大切に守られ、地域の誇りとなっている

- (2) 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること

※但し、文化財保護法の規定により特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された樹木については適用しません。

※県、市の文化財保護条例により指定する文化財は、景観重要樹木物に指定することが可能です。

なお、景観重要樹木に指定された樹木については、次のような制限や支援があります。

<制限>

- ・ 現状変更の規制
- ・ 所有者等の適正な管理義務

<支援>

- ・ 樹木の維持管理に対する支援

## 2. 屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項

(法第8条第2項第4号イ)

屋外広告物は、経済活動や日常生活に欠くことができないものですが、無秩序に設置されると景観を大きく損ねる要因になります。一方で、建築物や周辺環境に調和した屋外広告物は、店や地域の魅力を高めるものになります。

本市では、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関して、下記に示す基本的な考え方に沿って、豊橋市屋外広告物条例に行為の制限を定め、適切な運用を行うとともに、必要に応じてその内容の見直しを行っていきます。

### ● 屋外広告物の表示等に関する基本的な考え方

- ・ 良好な景観若しくは風致を害し、公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものとし、適切に管理を行うものとする。
- ・ 周辺に良好な眺望や景観資源がある場合は、それらの景観を損ねないよう、表示や設置を控える等、十分な配慮を行うものとする。
- ・ 公共的な物件に表示や設置を行う場合は、その機能や景観を損ねないよう、設置を控える等、十分な配慮を行うものとする。
- ・ 設置場所や規模、形態・意匠、色彩は、周辺の景観に調和するよう十分な配慮を行うものとする。
- ・ 建築物や工作物に設置するものは、建築物等と調和したものになるよう、規模、形態・意匠、色彩に十分な配慮を行うものとする。
- ・ 表示面のデザインは、質の高いものになるよう努めるものとする。

### 3. 景観重要公共施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第4号ロ)

道路、河川、都市公園、海岸などの公共施設は、都市の骨格を形成しており、地域の景観の重要な要素です。また、多くの人々の目に触れる機会が多いため、そのまちのイメージを印象づけるものになり、質の高い公共施設は地域の価値を高めることにつながります。

そうしたことから、景観法の景観計画では、良好な景観形成に重要な公共施設について、整備に関する事項を定めることができます。

そこで、本市の魅力ある景観形成にとって特に重要な公共施設については、管理者と協議の上、景観法に基づく景観重要公共施設に定めることを検討していきます。

#### ● 景観法に基づく景観重要公共施設に指定することができる施設

- 道路法（昭和27年法律第180号）による道路
- 河川法（昭和39年法律第167号）による河川
- 都市公園法（昭和31年法律第79号）による都市公園
- 海岸法（昭和31年法律第101号）第2条第3項に規定する海岸保全区域等に係る海岸
- 港湾法（昭和25年法律第218号）による港湾
- 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）による漁港
- 自然公園法による公園事業（国又は自然公園法第10条第2項に規定する公共事業が執行するものに限る）に係る施設
- 土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事項に係る土地改良施設
- 下水道法（昭和33年法律第79号）による下水道
- 森林法（昭和26年法律第249号）による保安施設事業に係る施設
- 都市緑地法（昭和48年法律第72号）による市民緑地契約に係る市民緑地
- 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）による雨水貯留浸透施設
- 砂防法（明治30年法律第29号）による砂防施設
- 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）による地すべり防止施設及びぼた山崩壊防止施設
- 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）による急傾斜地崩壊防止施設

